

発行所(郵便番号100)
東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング781号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel (212) 4007-1447
編集責任者 高須裕三
印刷所 関東図書株式会社
定価150円(年間購読料式千円)
1975年3月25日発行
第7巻第3号
(毎月1回25日発行)
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 7 No. 3

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

スウェーデン官公労働者の労働基本権と労使関係

Fundamental Rights and Labour-Management Relations
of the Workers in the Public Sector of Sweden

東海大学助教授 永山泰彦
Assist. Prof. Yasuhiko Nagayama

1. はし が き

スウェーデンは従来から労使間の紛争が少ないことでは定評があった。それは、1938年に労使間の有名な基本協定(サルシェバーデン協定 Saltsjöbaden agreement) によって、解雇、一時解雇、および作業停止にとまらういろいろな問題を、労使合同の「労働市場委員会」を通じて、自主的、平和裏に話し合いによって解決して行こうという基本路線ができあがっていたからである。

ところが、1969年11月のイエテボリの港湾労働者の山ねコスト、同12月、1970年2月の2回にわたるキルナ鉱山のLKABにおける大規模な山ねコストが発生した。さらに、1969年から71年にかけて、公務員組合を中心にしたストライキやボイコットが多発した。とくに、1671年の公務員ストは、スト参加者が、裁判官、医師、教員、陸海空軍の将校、政府の上級公務員等、平均給与が月30万円を超えるスウェーデンでも高所得層に属しているため「ブルジョワ・スト」として世界のジャーナリズムをにぎわせた。

このような一連のストライキは2つの点でとくに注目された。まず第1には、スウェーデンの公共部門の労働者にはスト権が与えられているのであろうかという点であり、第2には、民主的、かつ平和的な労使関係は行詰ったのであろうかという点であらう。

とくに、第1の問題が注目されたのは、近年わが国で、公務員および準公務員の労働基本権をめぐる問題と関連があることは言うまでもない。今春、総評系の官公労、公企労などの「ストライキ権奪還闘争」なるストライキが行なわれたこと、公務員制度審議会等でこの問題が6年間にわたって審議されていることなどが示すように、わが国の切実な問題でもある。

スウェーデンの公務員は、1966年1月1日から一定の制約のもとに、争議権が認められた。したがって、1969~71年の一連のストライキは山ねコストを除いて、すべて合法的なストライキになるわけである。しかし、この公務員に争議権が与えられた結果、伝統的な労使関係にひびが入ってしまったのか否かは、一般に注目される問題であらう。筆者はたまたま、昨年の8~9月、今年の9月の2回にわたって、丸尾直美中央大学教授とこの問題の背景を調査⁽¹⁾ するためにスウェーデン

No. 3 目 次

スウェーデン官公労働者の 労働基本権と労使関係……………永山泰彦…1
ノルシェーピンにて……………小野寺百合子…5
スウェーデンの経済・社会ニュース……………8
スウェーデン派遣研究員からのだより……………11
スウェーデン語講習会のお知らせ……………12

を訪れたので、スウェーデンの公務員の労働基本権をめぐる問題を中心に述べたい。

2. スウェーデンの公的部門の特徴と公務員の地位

スウェーデンは福祉国家または混合経済として有名である。したがって、スウェーデンには計画経済的な運営をする政府部門と、国有企業ないし、公社公団の類が多いものと思われるかもしれない。しかし、実態は逆であり、経済は市場メカニズムにそって運営されており、貿易や一部の経済活動はアメリカよりもむしろ自由である。

また、企業形態をとる国营企業ないし、公営企業、公私混合企業等が経済に占める比率は非常に小さく、スウェーデンの労働力の5～6%にすぎない。この分野の代表的なものは、鉱山（鉄鉱石の約80%）、電力（約40%）、原子力（民間企業との共同出資会社—ASEA—ATOM）等で、1970年現在20社（従業員数約34,000人）で、産業省に所属する持株会社が運営に当たっている。

スウェーデンの特色は、公的部門の労働関係法が非常にすっきりしており、これらの企業形態をとる公企業等は民間企業と同一の労働関係法が適用されている。したがって、前に一寸ふれたキルナ鉱山のLKABには民間企業と同様の労働関係法が適用される。また、中央、地方政府職員には1965年に公務員にスト権が認められた際に成立した「国家公務員法（Statstjänstemannalog）」および「地方公務員法（Kommunaltjänstemännalagen 1965年発効）」が、それぞれ適用される。

第3に、公的部門従業員の法的地位の問題であるが、従来は公務員としての身分保障を受けなかった現業部門の従業員（ただし、郵便と国鉄は従来から公務員の身分も、1972年以降すべて公務員の身分に一元化され、国家公務員法、地方公務員法が適用されることになった。この問題は、現在公務員の一元化が論議されている他のヨーロッパ諸国（例えば西ドイツ）で注目されている。なお、日本ではたてまえ上は公務員の身分は一元化されているが、現業部門の従業員にはいろいろな事情があって国家公務員法や地方公務員法が適用されず、「公共企業体等労働関係法」が適用されていることからやはり2本だてとみなされよう。

このようにスウェーデンで身分変更が行なわれた理由はいろいろあるが、1960年代からのミュル

ダールが委員長になって続けられた平等化運動の影響があげられる⁽²⁾。

3. 公的部門における労使関係

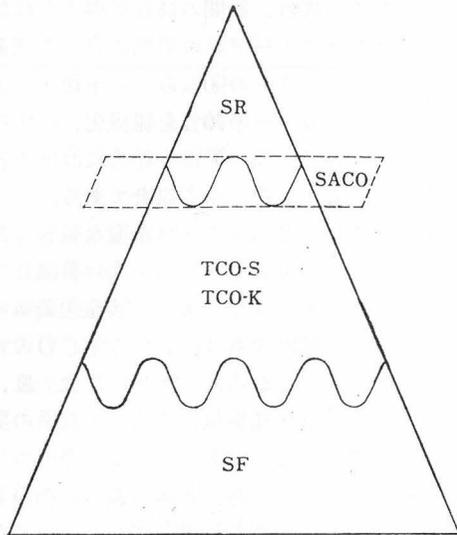
スウェーデンの民間部門の労働関係は、組合側は、LO（Landsorganisationen i Sverige—スウェーデン労働組合総同盟）が、ブルーカラー労働者の約90%以上、組合員数約170万人を組織化し、ホワイトカラー部門ではTCO（Tjänstemännens Central Organisation—俸給労働者中央組合）がホワイトカラーの約70%、約72万人を組織化し、ほぼ集約化されている。また、使用者側もスウェーデン経営者連合（SAF）に一本化されている。

これに対し、公的部門の労働組合は多様であり、運動方針や政治的立場も異なる。現在、スウェーデンの公的部門における組合は、公式に政府との交渉団体と認められている、TCO—S、SF、SACO、およびSRの四組合である。その他、非公認のスウェーデン職長、監督者組合、およびアナルコ・サンジカリズム系の組合（スウェーデン労働者中央組織（SAC）—組合員数約24,000人）」の公務員部門がある。

これらのうちTCOの公務員部門（国家公務員約18万人が加盟加盟するTCO—Sと地方公務員約10万人が加盟しているTCO—K）が最大の組合である。TCO—Sは1944年に設立されたが、公務員のスト権が認められた1967年に改組されて現在の組織になった。次に現業職の公務員が加盟する国家公務員組合（SF）は、1970年にLOから分離独立した組合で、主として郵便、電話、国鉄、国营電力局等の現業系の従業員が加盟し、組合員数は約15万人である。

他方、SACO（スウェーデン専門職中央組織—組合員数約10万8千人のうちの約半数が公的部門従事者）とSR（スウェーデン政府雇用者連盟—組合員数約1万9千人）は、一般の労働組合とは若干毛色が変わっており、むしろ専門家集団に近い組織である。SACOには、研究職、医師、技師、大学および高校教員、ケースワーカー、福祉職員、自由業者等が加盟している。SRには、国家公務員の上級職、税関、国鉄、郵便、電話等の幹部職、陸海軍の将校以上が加盟している。これらの代表的な公務員組合を所得別に示すと図のようになる。

所得別にみた公的部門の労働組合組織



- SR：スウェーデン政府雇用者連合
- TCO-S：俸給労働者中央組合政府部門
- TCO-K：俸給労働者中央組合地方公務員部門
- SF：国家公務員組合
- SACO：スウェーデン専門職中央組織

他方、使用者組織は1966年のスト権解禁に際して、使用者としての政府を代表する組織「スウェーデン政府使用者団体交渉局 (Statens Avtalsverk-SAV)」が設立された。また1970年には国営企業の雇用者の団体交渉を処理する機関「国営企業団体交渉協会 (SFO)」が設立された。したがって、中央部門では「国家公務員法」が適用される部分はSAV、一般の労働法が適用される国営企業はSFOが使用者代表になるわけである。

他方、地方公務員部門では、地方自治体 (スウェーデン語では Kommun (コンミュン、ストックホルム市もコンミュンである) の代表する組織「スウェーデン自治体連合 (Kommunförbundet)」が使用者としての自治体を代表する。また、県 (län) を代表するスウェーデン県議会連合 (Svenska Landsingsförbundet) が、県の職員の団体交渉を行なう。

スウェーデンでは、地方公務員部門も中央交渉方式がとられている。

4. 公的部門の労働者の労働基本権の基礎と交渉手続き

スウェーデンの国家公務員および地方公務員は

すでに、1936年に無制限の団結権と一部制限された団体交渉権が与えられている。この1936年の法律によると、「団結権とは、使用者および雇用者は、誰でも交渉団体に加盟できること、そのメンバーの資格を利用して、そして組合を結成するために活動することを意味する (第3条)」。この1936年の法律は、現在、労使関係のあらゆる分野に適用され、公的部門もその例外ではない。

さらに、前述のように1966年の新しい法律によって、公的部門の労働者も民間部門と同様に、争議権を獲得した。したがって、公的部門の団体交渉方式も基本的には、民間の方式と変わらないものになった。

現行の制度では、国家公務員部門の場合、使用者としての政府の代表はスウェーデン政府団体交渉局 (SAV) である。ところが、66年以前には使用者代表は公務大臣であった。交渉の手続きは公務省が行っていた。

現在、公的部門の交渉で決められている事項は公務員の給与ならびに給与表に関する地位

(Allmänt avlönin gsavtal för statliga och vissa andra tjänstemän, : AST,) および (Allmänt tjänsteförteckningsavtal, ATF)、労働時間に関する一般協約 (Allmänt arbetstidsavtal : ARB)、職務に関する協定 (Skyldighetsavtalet) 等である。その他、出張、海外出張、年金、国家公務員グループ保険等も交渉事項になっている。

さらに、1974年1月1日から、国家公務員法が一部改正され、労働環境、参加の問題も、労使間の協約事項に加えられた。この改正の結果、公的部門における参加、職場の人間化の問題は労使間の協約で処理できるようになった。

交渉の手続きは、SAVが原案を作成し、政府に提出する。とくに、大蔵省とSAVは綿密な連絡をとらなければならない。最終的には議会で決議され、国王の承認によって、効力を発する。

交渉が決裂した場合、政府が任命する仲裁委員会に持ち込まれる。仲裁を受け入れるか、拒否するかは、交渉の当事者の自由意思に委ねられている。

地方公務員の部門もこれと大体同様な手続きが行なわれる。

5. スト権解禁の背景と基本権の制約

スウェーデンの公務員は、1936年に団結権を認められていたが、争議権をとまなう団体交渉権は禁止されていた。その代り、1672年以前の公務員の身分は、法律上の犯罪、職務怠慢、職権乱用等を行なわない限り、解雇や一時解雇がなされないという、民間の労働者には与えられない特権が保障されていた。

一般に、公務員に対する労働基本権、とりわけ争議権を禁止する理由として、第1に「公務員は全体の奉仕者である」とする地位の特殊性があげられることが多い。また、わが国では「公共の福祉」を擁護するために公務員や公社職員の労働基本権が制約されている。これは、昭和22、23年のゼネストの企画に際してとられた措置が今日でも生きているわけであるが、この点はどうか。

ILOの有名な、いわゆる65年のドライヤー報告を契機として、公務員の労働基本権の解禁問題がにわかに国際的に注目され、スウェーデンではそれを受けるような形で、66年からスト権が解禁されたように思われるが、実はスウェーデンでは、労働運動の歴史や労働市場の慣行ですでに、公務員のスト権の解禁が実施できる社会的な基盤が整っていたことに注意すべきであろう。

第1に、労働運動の点では今世紀の初め、労使が共倒れになるような争議を経験した後、労使間の平和的、民主的な交渉を優先する慣行ができあがっている。これをスウェーデンでは「サルシェパーデン協定の精神」⁽³⁾とよばれ、労使間の基本精神になっている。このサルシェパーデン協定の結果、交渉の対象が「権利事項」と「利害関係」に分離され、スト権を武器として交渉する事項は後者で、すなわち、賃金俸給、労働時間、年金等の条件に限定されている。労働者の基本権に関する事項（苦情、解雇、労働条件、不当労働行為等）と団体協約については、1938年の基本協定にもとづいて設立された「労働市場委員会」が任命する「労働市場審議会」で処理され、法律に関する問題や労働条件は、最終的には労働裁判所で処理される。このように、団体交渉の対象が限定され、中央交渉方式下で話し合いが優先されると交渉期間がどうしても長びくため、現在では交渉は「3年」ごとに行なわれている。1966年1月1日

の新しい法律で、公務員にも争議権が与えられた際、団体交渉方式は、民間の慣行が導入された。

第2には、スウェーデンの労働組合の主流をなすLO（ブルーカラーの90%以上を組織化）とTCO（ホワイトカラーの70%を組織化、いずれも世界で最も組織率が高い）は、ともに改良主義的な社会民主主義を基礎にする組合である。

今世紀初めには革命主義的な過激な組合も存在したが、ゼネストで大衆の人気を失い自滅してしまった。また、サンジカリズム、共産主義系の左派組合は常に少数派であり、LOやTCOの脅威的な存在にはならなかった。1945年には一度、LOの主力組合＝金属産業組合で共産主義系の勢力がストを指導したことがあるが、この際のエピソードは興味深い。この時、共産主義系の指導者は戦後期の賃金等の不満を利用してストを企てた。しかし、LOの幹部は、組織分裂を防止する裏面工作をしなかったため、ストは5カ月におよぶ長期ストになってしまった。しかし、組合員は結局失ったのみで何も得られない結果に終り、身をもって労働運動の教訓を得たといわれている。⁽⁴⁾このように、特定の政治的手段にストライキが利用されるおそれは少ない。

第3に、福祉国家の歴史が長いため、公共の利益に重大な危機を与える争議は、経験的に回避されるようになっており、1938年の基本協定の第V条にも明記されている。

これらの社会的な基盤に加え、公務員のスト権行使には一定の制約が加えられている。まず、合法的なストは、組合が決めたストのみである。団体協約の有効期間中のストは違法である（団体交渉法1929年、第4条）。さらに山ねコスト、ゴースロー・スト（ノロノロスト）、超過勤務拒否は禁止されている。違法ストを行なった場合、公務員の罰則規定によって処罰される。組合の場合、労働裁判所の裁定によって罰金を支払わねばならない。

さらに、社会的に脅威を与える労働争議を防止するために、労使同数の委員で構成される「公的サービス審議会（Statsjänstenämnden）」が裁定する。さらに、最終的な手段として、政令によるスト中止命令が適用できる。

1969～71年の公務員ストは、税率の関係で、上級職公務員や専門職の経済的な地位が相対的に低落したのを訴えるデモンストレーション的な性格

が強い。それに、71年は、賃金改訂期に当たっていたためストが多発したわけである。また、LKAB等の山ねコストは組織の巨大化によって生じた官僚性への不満が主因であった。政府はその後、これらの対策として、産業民主主義の導入、中堅層の税率の緩和等の対策を示している。

- ① 丸尾直美・永山泰彦「スウェーデンの公的部門における労使関係」、公企労センター調査研究資料第18号、および、丸尾直美「スウェーデンの公的部門の労使関係とストライキ」季刊公企労研究1973年、No. 15公企労センター。
- ② 丸尾直美、前掲論文参照。

- ③ Sig Gustafsson: Development of Labour Peace in Sweden, Stockholm, 1964
 - ④ Charles A. Myers: Industrial Relations in Sweden. Cambridge. 1951. pp. 20~21
なお、参考文献としては66年以前の実態については、次のものがよい(英文のみ)。
 - T. L. Johnston: Collective Bargaining in Sweden. George Allen & Unwin, London, 1962.
 - Adolf Sturthal(ed.): White Collar Trades Unions, University of Illinois, 1966. pp. 261~303
- (注、本稿は、日本ILO協会の諒解をえて、同協会発行の「世界の労働」誌上より転載したものである)

ノルシェーピンにて

Visiting Norrköping

評議員 小野寺百合子
Yuriko Onodera



駅前ホテルの窓より

ノルシェーピンは現在、人口12万余、ウプサラに次ぐスウェーデン第5番目の都市であるが、中世には産業の中心地で、外国向けの港を持ち、ストックホルムに次いで繁栄した町であった。ストックホルムが第2次大戦後、大規模な都市計画のもとに、旧市街を取壊してモダンな街づくりが進行しているのに反して、ノルシェーピンの少なくとも中核部が、昔ながらの都市のおもかげをそのままに残していることにかけては、スウェーデン第1といわれている。ストックホルムから車で僅か2時間足らずで古風なノルシェーピン駅に着くと、いつもほっとする。駅を出れば、スウェーデンの地方都市の型通りに、幅広い駅前通りがあ

り、道の向う側は樹木の美しい小公園で、花壇や銅像があるが、ベンチに坐っている人は少ない。駅からまっすぐに南にのびる通りが、やがてムータラ川を渡り、この市のメインストリートとなる。石畳みの道の道幅は狭く、両側の店ものぞける楽しい買物通りであるが、長くもない通りの中程で家並がとぎれ、小さな広場がある。広場に面して1798年と入口に書かれた市役所と、マロニエと白樺の大木と、古い教会がある。そこが昔のノルシェーピンの中心地だったのだろう。マロニエが花盛りの日のお昼どき、老人たちがだまってベンチに坐っていた。



市役所前の広場

現在のノルシェーピンは、このような昔ながらの床しさと、近代産業の持つ澁刺さと両面を合わせ持つ都市である。私は何度かここを訪れ、この小じんまりした都市の老人対策の移り変りを少し

ばかり見聞することができた。

市の中心部から東に隣接する工場地帯を通り越し、さらにしばらく原野を行った先にニュータウンがある。住宅団地、スーパーマーケット、駐車場など一群の中に、保育所に隣あったハーゲヴィ老人ホームがある。130人を収容するこの老人ホームは、ニュータウン計画の一環としてできたものである。1970年にできたこのホームを訪れたとき、印象づけられたことは、ホーム入居者の階層が厚くなった事実であった。1964年の頃にはスウェーデンの国民年金が食べられる額になったからといって、老人ホームも料金を徴収することになったばかりのときであった。料金といっても国民年金を渡し、小遣いとして月100krを返してもらうものであった(老人ホームの料金は1日11krに当る)。だから老人ホームは国民年金以外の収入がない老人のためのもので、公的扶助法によって運営されていたのである。

ところがハーゲヴィで、老人ホームの一大変革を知らされた。それは収入の如何にかかわらず、独立で世帯が持てなくなった老人は誰でも公立老人ホームに入居可能になり、料金は収入に応じて徴収されることになった事実であった。料金の最高は運営費の実費に相当する1日1人36krで、最低は国民年金を渡し月110krの小遣いを受取る(老人ホームの料金は1日11kr)。なるほどちの中には、部屋に立派な家具や書籍など持ち込ませこの老人たんで住んでいる上品な老人もいた。



ストレームバックン老人ホーム

1974年には、市の中心から西の方へ場末の街を通り越して、郊外の住宅地を散歩しながら、ストレームバックン老人ホームを訪問した。町はずれの位置からいって、これは典型的な昔の養老院を改造したものだだろうと思われた。老人ホームの基準はどこも徹底しているから、ここで目新しいも

のは別になかったが、建物がムータラ川の上流が曲る角に立っているの、バルコニーから見るとまるで川の上に載っているようで、原野の展望もすばらしい。しかし老人たちにとっては町まで遠いここでは、この眺めも淋しいものだろうと思った。そこで聞いた料金の話はやはり興味があった。料金が収入に応じて定められていることには変りはないが、最高が35kr、最低が国民年金を渡し200krの小遣いを受取る(老人ホームの料金は1日15kr)。ところが実費は85krということであった。(料金はコモンが独自に決めるものだが、原則として国民年金の30%、その他の収入の20%は小遣いに残すことになっている。)ここで気がついたことは、4年間のうちに、物価上昇の中で老人ホームに関しては、コモン当局の負担が大幅に増加した事実である。



ストップペット——グラネンを公園側より見る

1974年にノルシェーピンで目を見はらざるを得なかったのは、ストップペット—グラネン地区の出現である。私がいつものようにこの町の古い家々のたたずまいを楽しみながら、メインストリートから東側の裏通りを歩いていたとき、二筋ほど裏側の通りに真新しいモダンな保健所を発見したが、その向い側に一つの通りから次の通りまでを占める一つの巨大な7階建ての建物に目を見張った。保健所に面して入口がたった2つしかなく、縦側には入口はない。一体何ものであるか見当がつかずウロウロしているうちに、入口の一つに「ディセセンター」という小さな看板を見付けた。中へはいってみると驚いた。この巨大と見えた建物は、横は二つの通りの間、縦は通り一つをはさんで三つの通りの間を占め、通り沿いに城壁のようにこの地区を取囲むアパートで、中は見事な公園であった。アパートの入口は全部公園側にあり、ディセセンターは公園の中に建ってい感じだっ

た。

ストップペットーグラネン地区というのは、最近ノルシェーピン市が開発した新しい形式の都市内住宅で、通り一つをはさんで、ストップペットとグラネンの二つの部分にわかれている。これは一般のすべての年齢層を対象とするサービス付住宅ではあるが、国民年金者を優先することがうたわれており、老人のための設備や配慮が施されている。アパートの種類は、A型—1室にベッドコーナーとパントリーの34㎡、B型—2室にパントリーの49㎡、C型—2室に台所の66㎡、D型—2室半に台所の69㎡の4種である。中で主力はA型とC型で、総戸数550戸のうちの460戸を占めている。それは標準的な独身用と夫婦用のアパートが基本になっているということで、単身または夫婦の国民年金者にもっとも相応しい住宅である。それが老人専用でなく、老人が他の世代層と同じ条件で隣合って暮らせるというところに新味がある。老人専用のサービスハウスは、マルメ市に代表的な立派なのがあるし、一般用サービスハウスはストックホルムの郊外に早くから大きなものができていた。

スウェーデンの老人住宅政策の変遷が、第二次大戦後、年金者専用住宅からはじまり、それを同じ規格のアパートを一般住宅の中に分散させることに進み、最近はまだ老人専用のサービスハウス建設の傾向が各地に見られる。しかもこの一連の老人住宅は、とかくニュータウン計画を結びついているので、都心を遠く離れた場所が選ばれる。その意味で、ストップペットーグラネン地区が完成したときのパンフレットから、ノルシェーピン市賃貸住宅基金、現市長の言葉を引用したい。

「古い都市の再開発はもっとも困難な問題だが、やり甲斐のある仕事だ。ノルシェーピン市の東地区は、昔からここに住む市民にとって「わが地区」であるけれども、住宅はひどく傷み、条件が悪くなった。住宅条件を改善するためには、生まれた東地区を捨てて郊外の新団地に引越さねばならず、それで多くの人が悩んでいる。

われわれは都市再開発計画に当って、専門家の意見を聞くと同時に、市民の意見も取入れることにし、わが町の発展に積極的関心を持つ庶民の意見を反映した。それは市内に住みたいという希望であり、市の中心地を完全に商業化し

てはならない、人間が住んで働いて市の核に生命を与えるべきだという意見であった。

古い都市は独特の価値と顔を持っているからこそ、住民がわが町と感ずるのである。その独特の雰囲気や温存しながら再開発を進めることが大切なのだ。時代につれて人は変る。もっとも良いモダン都市は、その再開発計画地域にその市独特の価値を与えることである。市内の住宅地区に、古くからの住人が昔のままに住み得る環境をつくっておいて、その上で住居を市内か郊外か選択するチャンスを住民に与えるべきである。住宅市場における選択の自由というとき、市内でも郊外でも住宅そのものに快適条件が備わっていなければならない。また、市内でも郊外でも各種の家族タイプに適するアパートの種類が揃っていなければならない。偏ったアパート設計は、住民に社会的孤立を引おこしカテゴリ—住宅化するおそれがある。……」

国民年金者住宅は、老人のための設備や配慮を完備しても、老人ホーム同様に老人の孤立化が問題になり、一般住宅市場では、老人用小住宅は大学生を含む若者たちの住宅需要と競争になる場合が多い。また各種の家族タイプを対象とするサービスハウスは、ニュータウンなどかく都心から遠距離にあるので、老人は実際には利用しにくい。その意味で、ストップペットーグラネン地区はノルシェーピン市のメインストリートからわずか数百メートルの場所にあり、横二つ縦三つの通りに囲まれた地区がそっくりモダン化されたものである。しかもその大きな建物が、古都ノルシェーピンの顔を少しも邪魔しておらず、裏側にひっそりと横たわっているのである。

ストップペットーグラネン地区の家賃は、A型—270kr + 電気代17kr、B型—375+25、C型—490+33、D型—545+35である。国民年金者ならば年金以外の収入が無いか少ないかの場合、独身でA型、夫婦でC型の家賃は当然、市の住宅手当で賄われ、収入高によっては家賃は割引かれる。

サービスハウスというときのサービスとは、洗濯や掃除や使いなどで、各戸に炊事のできる設備は備っているが、希望によっては中の食堂で食事もできお茶も飲める。サービス料は家賃の外に支払わなければならない。

ディセンターは、公園に面した地階の一角を占め、老人のための集会所、学習室、図書室、娯楽

室、医務室、理髪美容所、作業所などが完備していることは、他の地区の新しいディセセンターと変わらない。またキヤフェテリアがあって、セルフサービスの食事とお茶が用意されているが、市価より安く、老人の給食サービスとしての役割を果たしている。入口にディセセンターの行事リストがあったが、毎週とか毎月の学習、講習、ゲームのほか見学、遠足、映画会、音楽会の予定も書かれていた。

4年見ないうちに、ノルシェーピンにストップトグラネン地区が出現したり、その他の公的老人対策の進展ぶりも見たり聞いたりしたが、一方ではまたがっかりさせられたことがある。

1970年にノルシェーピンを訪れたとき、私は電話帳によって市の社会局の住所を調べ、メインストリートからわきに数十メートルいった所にある

古い建物にその表示板を見つけた。建物には1899年と書いてあった。紹介もなしに突然訪れたのにミス・ファルクという人がそれは親切に市の老人対策について説明してくれたのであった。それで4年後もまた、ミス・ファルクの居てくれることを念願しながら1899年の建物にはいって行ったが彼女は休暇中だった。来意を告げると、それではあっちだこっちだと、結局はなればなれの事務所を9ヶ所歩かされた揚句、やっと少しばかり、老人用ホームヘルパーとか給食サービスの話をきくことができた。これには全く驚いた。

スウェーデンのある学者がスウェーデンの社会福祉の発展は、事務の細分化と官僚化を招いたと嘆いて居られたが、まさにその体験をノルシェーピンでしたと思ったことであった。

最近のスウェーデンの社会・経済ニュース

SKFグループの8億1,400万クローナの投資計画1975年に発足

スウェーデンにある親会社の発表によると、SKFは、1975年に総額8億1,400万クローナにのぼる設備投資計画を発足させる。

親会社の製鉄所とスウェーデンの関連会社であるイエーデボリー (Gothenburg) とカテリーネホルム (Katrineholm) に総額3億2,500万クローナ (211億2,500万円) の投資がなされるが、残りの4億8,900万クローナ (317億8,500万円) は、主として海外にあるSKFの子会社へ投資される。

スウェーデン国内の投資計画では、年間2億2,000万トンの能力を持つ新しい製鉄所がホホルス (Hofors) に建設されることとなっている。イエーデボリー工場では、深みぞのボールベアリング、球型および円筒型のロールベアリングの生産力と効率が増加する予定である。カテリーネホルムでは、新しい自動鑄造プラントが建設されることとなっている。

SKFの話によると、海外の主要企業においては、投資は、ヨーロッパの生産計画の調整に従って、生産力を高め、設備の合理化を図るために用いられる。シュバインフルト (Schweinfurt) に

おいては最大の1億4,500万クローナ (94億2,500万円) が投資され、イタリア、フランス、イギリスの関連企業に対しては、それぞれ7,000万クローナ (45億5,000万円) が投資される予定である。

スウェーデン経団連の1977年のリーダー

今年60歳のアクセル・イーヴェルルト氏は、過去17年間スウェーデン経済団体連合会の事務局長として同会を指導してきたが、1977年の同会の年次総会を最後に、引退し、後任には1928年生まれのラーシュ・ナブセット氏 (Lars Nabseth) が就任すると発表された。

イーヴェルルト氏は、引退後、スウェーデンの銀行家であり産業人であるマルクス・ヴァレンベリ博士 (Marcus Wallenberg) の後任として同連合会の副議長およびIRU (スウェーデン貿易産業協議会 (The Swedish Industrial Council for Foreign Trade) の議長) の議長に就くこととなった。

ナブセット博士は、1973年以来スウェーデン鉄器製造者協会 (Ironmasters' Association) の会長をしており、それ以前には1963年から1972年まで経済学者としてスウェーデン経団連の運営に協力し、経済社会調査協会 (The Industrial Insti-

tute for Economic and Social Research) を指導していた。同博士は1973年にストックホルム大学の経済学教授に指名された。同博士は1976年1月1日から同連合会の副事務局長に就任の予定である。

欧州で建造されたもののうち、最大のコッカムス造船所製タンカー

これまで欧州で建造された最大の船である366,000トンのタービタンカーである ミシーセント号 (Sea Saint) が、昨年11月末マルメのコッカムス造船所 (Kockums) から、ストックホルムのサレン (Salén) 海運を主たるメンバーとする海運グループに引渡された。

サレン海運むけの分をさらに6隻ふくめたこうしたタンカー15隻がコッカムス造船所に発注されている。残る船主はアメリカ、ギリシア及びノルウェーの人々である。

この ミシーセント号は円型の船首、船尾梁をもった船尾、及び半スペード型の舵を有している。全長は362.5メートルでこれは楽にエッフェル塔の高さをしのぎ、幅60メートル、船高28.3メートルである。

貨物室全体は442,000立方メートルであり、積荷の取扱いはコンピュータ化され、積みおろしに際しては安全性が確保されている。乗組員もめんどろで時間のかかる作業からは解放されている。積荷用の装置には、4台の積荷オイルポンプで、それぞれが毎時5,500立方メートルの積みこみ能力をもったものがそなえられている。

この船には、コッカムス・スタールラヴァル社 (Kockums-Stal-Laval) 製エンジンで単一のスクリュウで、86rpm で40,000bhp の出力をもつエンジンがつけられている。速度は15.5ノットに達する。スチームは2基のコッカムス社製エンジン・ウオーターチューブ・ボイラーで、出力91,000kg/h のものを用いる。

この船の最も顕著な特徴としては、進んだエレクトロニクス装置と高度な乗組員用の設備をあげることができる。この船にはコングスベリイ (Kongsberg) 社 SM-4 コンピュータ 2台をそなえており、そのそれぞれは最大で64K語のメモリー能力を有する。自動積荷処理装置は1人で操作でき、さらにもう1人がエンジン操作、航行及び操舵を処理できる。

航行と操舵とは、これまですでに8隻の船で用いられているコッカムス・ブリッジ・コンピュータ・システム (Kockums Bridge Computer System) によってコントロールされる。このコンピュータは船位計算システム、自動デッキ航行装置などに連結されている。その他の装置類にはマグナボックス (Magnavox) MX-902衛星通信受信装置及びスペリー社 (Sperry) 製の衝突防止システムなどが含まれている。

同船の乗組員室の全てにはトイレ、シャワー及び洗面所がついている。さらに家族用にエキストラベットを入れ、余裕もある。生放送及びビデオ共用のカラーテレビ、ジム、映画及びスポーツ、娯楽室等のレジャー設備もそなわっている。

スウェーデンのマルチ探知装置電子火災警報装置

ストックホルムのLMエーリックソン・グループのLMエーリックソン・テレマテリアル社 (LM Ericsson Telemateriel AB) は、直接消防団に対して警報を発するとともに、同時の家屋内の重要な場所で警報をならす電子火災警報装置を開発した。

この火災警報装置は4種類のタイプを持ち、それぞれ、環境の変化に対応して調整されることとなっている。

煙の探知器は、火事の危険が発生したときには一酸化炭素の濃度が危険に達する前に警報を鳴らすこととなっている。熱の探知器は、温度が一定限度を越えると作動することになっている。他の探知器は、温度の異常に急激な上昇に対応して、制御装置をはずすこととなっている。

この新しい火災警報装置の炎の探知器は、実際の炎から放射される赤外線をキャッチして警報を鳴らす。この装置は可燃性の液体が貯蔵されている家屋に装置すると便利である。

この装置は、装置の中心部分、動力部分、警報装置部分からなっており、各単位は幅600mm、深さ170mmのものである。

この火災警報装置は、消防団へ直接警報を発すると同時に、火元から12マイル以内の各表示器で警報器を作動させる。同社の説明によると、この表示器は、家屋の入口に置くことも可能であり、消防団が最短コースで火元を確認できる便利さがある。

炊事時間を半減する無線電波炉付電子レンジ

スウェーデンの民生用および工業用備品メーカーのイレクトロルックス社 (Flectrolux) は、家庭用にとっての開閉部分を従来の炉から無線電波炉に変えることのできる新型の電子レンジを発売した。

このレンジは マイクロルックス (Microlux) と名付けられており、無線電波を使用するため従来の家事に大変な便利を与えることとなった。この電子レンジを使えば、料理のための時間は50ないし70パーセント節約できる。

この無線電波方式は、とりわけ、既に料理されている食品や冷凍食品の料理に便利である。これらの食品は現在、食品市場に広く出まわっていることも考慮すべきであると、同社は指摘している。

無線方式は、とってをまわすために用いられている。炉のドアは、最初にロックされ、ついで短波のダイマーで好みの時間にセットできる。スイッチは自動的に切れるようになっている。

この装置においては、従来の電子レンジと短波の効果が結びついており、短波で料理された食物が、通常の電子レンジの熱で仕上げられるのである。この電子レンジは自動的に洗浄されるものであって、触媒作用をなされたエナメルによって、全ての脂肪が洗いさらされることになっている。

蒸したり、焼いたりすることは、4つの熱い皿のうえで行なわれ、そのうちの1つは、調温装置となっている。これらの皿は、いずれも温度調整が可能であり、利用者は正確な温度にあわせることができる。

マイクロルックスは、12,200ワットの出力を持っている。この電子レンジは短波の漏出を防ぐ装置を持ち、子供にも大人にも安全である。この電子レンジは、鍵時計、シグナル・ランププッシュ・ボタン、オープン、調温装置を備えつけている。

超薄型層を持つ新しい印刷回路板

スウェーデンの化学製品、レンジ、プラスチック等のメーカーであるペシュトルプ社 (Perstorp AB) は、5ミクロンの超薄型銅片によって被覆された新しい葉状プラスチックから構成されるPTH印刷回路板を生産する新しい方法を開発し

た。

今まで開発された電解銅板のうち最も薄いものは18ミクロンであった。これが、部品の比重を決定し、コンダクターと絶縁体を狭くするための限界であった。

UTECEと名づけられた同社の新しい方法では、銅板がアルミニウム薄板によって覆われている。このアルミニウム薄板は、臨時の搬送器として用いられているのである。このメッキづけられた薄板は、通常の方法で葉状プラスチックへつながられている。

同社の説明によると、このアルミニウムのおおいは、プレスとドリル工程の後に取り去られる。これによって5ミクロンの銅板の生産によって、穴があいたりしないように工夫されているのである。

この工程を経て得られる銅板の層は、粘着層として機能するため、けずられる力に強い抵抗力を持ち、PTH印刷回路板のコンダクターにメッキづけられやすくなるのである。

この新しい葉状プラスチックは、2つの面で使用される。1つにはアルミニウムのキャリアがけずりやすくなるため、他の1つは、穴があけやすくなるのである。

この新しい方法によってメッキ工程が単純化され、銅板の表面の損傷を防ぐことができるほか、コストを節減できる。この方法と材料は多くの国々で特許がとられておりまたは申請中である。

スウェーデンで熱による環境破壊の研究

民間及び公立の各エネルギー関係者が協同して設立した中央熱力供給管理者委員会 (CDL. Central Power Supply Management) の主宰で、こんご4カ年間にわたる熱力の理想的側面に関する4つの研究プロジェクトが発足した。

新委員は、研究プログラムを管理するために設けられたものである。この委員会のメンバーは、CDLの代表者と関係政府機関の代表者である。この中には環境破壊防止委員会 (Environment Protection Board) が含まれている。

270万クローナ (1億7,550万円) の予算を持つこの4つの研究プロジェクトは、地方の天候に与える冷房の影響、魚の遠隔測定、温められた冷却剤の影響、冷却剤で温められた水中の魚の寄生虫の研究である。

日瑞基金の

スウェーデン派遣研究員よりのたより

1950. 2 ストックホルムより

日瑞基金派遣研究員 Y. I. 生

当地は数年前からの現象とのことですが、暖冬で $0^{\circ}\text{C} \pm 3^{\circ}\text{C}$ と大体 0°C 位までしか気温も下らず寒い思いをしたことはほとんどありません。朝起きたとき雪が降っていても午後からは雨に変わり普通の靴ですごしています。むしろぬかるみのために雨靴の方が良い程です。一度雪が少し積ったことがあったのですが、この時は学生達が大喜びで、夜中に雪合戦を始めていました。

住んでいるアパートは町の中心から15分位の所にあるFLOGSTAと云う所で、こちらに来ておられた野口さんが住んでいた所の極く近くです。病院までは町の中心から15分さらに歩いた所にあり、バスも乗換えれば、

すぐ近くまで行けるのですが、運動のためと思って毎日歩いています。アパートには共同の台所もあり、スウェーデン語の勉強になるかと思っていたのですが、出発前のスウェーデン社会研究所の講習会の夏休みが長過ぎたせい、TACK! 以外は全く出てこずスウェーデン語でたまに何か云って皆を喜ばせるのがせいぜいです。たしかに英語でほとんど不自由しませんが、皆の会話に入ろうと思うとやはりスウェーデン語が話せなければだめだと痛感します。とても皆の会話を理解するまでには至らないとは思いますがたまには例の研究所のテキストを取り出して読むことにしています。

「スウェーデンの協同組合」

— 今日と明日の運動路線 —

J.W. エーム著 日本大学経済学部教授 内藤英憲 訳
スウェーデン社会研究所理事

家の光協会発行

インフレに悩む現在の我が国において、消費者運動の期待はますます増大しつつある。

この点所謂「協同組合スウェーデン」の支柱となっているスウェーデン消費(生活)協同組合運動の偉大な展開は、われわれに多大の示唆を与えると云えるであろう(訳者)

スウェーデン語講習会のお知らせ

(本年度第2回は5月12日開始の予定)

スウェーデン社会研究所は、その事業の一つとして、去る昭和44年よりスウェーデン語の講習会を開催しており、受講者は現在まで延べ約1,200名にのぼっております。

講習会は、大体一回8週間単位で、年四回平均開催していますが、本年度の第2回目は来る5月12日より開催する予定です。

この講習会は、大きく普通科と高等科の二つに分けられています。

普通科はさらに初心者対象の初級と、中級および上級に分かれており、テキストは三つの級を通じて、スウェーデンで外国人向けに作った「LEARN SWEDISH」という本を使用します。受講者はいずれも毎週2回出席し、第一日目には、日本人の講師が主として文法と解説を教え二日目には、スウェーデン人の講師が発音と会話を扱い、実際に役に立つスウェーデン語の教授を目指しております。そして初級より8週間毎に連続3回上級まで受講されますと基礎知識のすべて

を習得できる仕組になっております。

高等科は、普通科の修了者を対象とし、実際的な読み物を扱う解釈クラスと、日常会話を扱う会話クラスがあり、両クラスともスウェーデン人の講師が担当し、特別のテキストを使用します。

講習会の授業時間は、月曜日から金曜日までの夜間のみで、午後6時からと午後7時半からの各80分ずつですが、普通科の各級は一週間のうち、一回は6時より、もう一回は7時半からの組合せになっております。

来る5月12日から開講する予定の分の、各科、各級の時間割は、近々に決定いたしますので、当研究所にお問合せ下さい。

なお、第3回は8月25日から、第4回は10月27日から開講する予定です。

おって、この講習会は、東京駅前の(旧)丸ビル七階781号室の当研究所(電話212-4007、212-1447番)で行われます。

至誠堂新書 58

福祉とは何をする事か

スウェーデンを場として福祉国家の現実を探り、その財政、経済システム、都市対象、教育問題、価値観の変化等、多面的アプローチ

スウェーデン社会研究所編

350頁 定価980円 6月25日発行

発刊の辞 西村 光夫

序 高須 裕三・丸尾 直美

第一章 スウェーデン福祉国家の社会経済史的背景

第二章 選ばれた体制

第三章 スウェーデン式ウエイオブライフ

第四章 福祉社会の担い手たち

第五章 福祉政策と年金

第六章 教育による自由と平等の推進

執筆者(執筆順)

高 須 裕 三
丸 尾 直 美
加 藤 良 雄
永 山 泰 彦
河 野 道 夫
内 藤 英 憲
菊 池 幸 子
小 野 寺 百 合 子
中 嶋 博 列
荒 井

〒101 東京都千代田区鍛冶町1-3 電話(03)256-8121 振替東京97579 至誠堂